

Title	銀行のコンプライアンス - 規制の変革に対応する新たな機能としての一考察 -
Sub Title	
Author	石川, 聡子(Ishikawa, Satoko) 青井, 倫一
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2006
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2006年度経営学 第2115号 不可
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002006-2115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論文要旨

所属ゼミ	青井 研究会	学籍番号	80530108	氏名	石川 聡子
(論文題名)					
銀行のコンプライアンス — 規制の変革に対応する新たな機能としての一考察 —					
(内容の要旨)					
<p>1990年代後半の金融危機を境に、日本の銀行を取り巻く環境は大きく変化している。それまでの護送船団方式によって支えられた銀行主体の金融システムが終焉し、資本市場のルールに基づいたものへ転換を果たす契機となったのである。つまり、銀行は行政からの過度の介入を受けず、資本市場やその他の金融市場で競争しながら企業活動を行っていくことになったのである。</p> <p>このような環境の変化に伴い、法令遵守（コンプライアンス）態勢は着目される。コンプライアンス態勢は、規制緩和によって最早銀行経営そのものを制限することが出来なくなった監督当局に代わって、銀行行動を監視する新たな機能として監督当局から機能構築を要望されたと思われる。</p> <p>しかし、現在の日本の銀行は、殆どがコンプライアンス統括部門を設置しているにもかかわらず、日本の銀行におけるコンプライアンスは、監督当局の代替としての存在ではなく、補完的な機能として存在している。</p> <p>これは日本の銀行を取り巻く環境整備が未だに過渡期にあるため、監督当局に代わる銀行運営の監視よりも、法令・制度等の制定・改廃に係る交渉にインセンティブが大きく働いていることが要因の1つとして挙げられる。</p> <p>今後、銀行が新たな業態や市場に行動範囲を拡大していく際、組織から独立し、包括的な権限を有するコンプライアンス機能の設置は有効であると考えられる。</p> <p>合理的な内部管理態勢をコンプライアンス機能として証明し、有効に機能させることは、対外的に説明し、不合理な結果責任を司法の場などで負わされない機能を果たすことになる。</p>					